

学校いじめ防止基本方針（富士市立今泉小学校）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

本校では、いじめを次のように捉える。「本校に在籍している児童が、本校に在籍している他の児童から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受け、心身の苦痛を感じている状態」。

(2) いじめに対する本校の基本認識

いじめは、「どのような理由があろうとも絶対に許されない行為」として認識する。職員は、「嫌がらせや無視、陰口等であっても、被害が発生している場合があること」や、「どの子供にも起こりうる可能性があること」を理解し、すべての子供に向けた対応をとる。いじめられた子供は心身ともに傷ついており、その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供は、いじめられた子の痛みや苦しみ、辛さに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要であると考える。

学校は、児童が安心して活動に取り組むことができるように、自己肯定感や充実感を感じられる環境を提供する。また、子供たちの主体的な取り組みや共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育む。

いじめが発見された場合には、いじめられた児童や保護者の思いを受け止め、いじめがそれ以上起こらない措置をとる。その上で事実確認を行い、深刻な事態にならないように、家庭と協力して対応する。いじめられた子供への支援はもちろんのこと、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認し、速やかに対応する。また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携を図る。

2 推進体制

(1) 学校いじめ対策組織

名称：学校いじめ防止対策委員会

目的：いじめの現状を把握し、いじめ問題を解決するための適切な対応をとること

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等

年間指導計画：生徒指導部会で、いじめに関する情報を共有し、対応策を検討（随時）

職員会議で、いじめに関する情報共有

いじめアンケートの実施（6月・11月・2月）

学級担任と児童の面談（6月・11月・2月）

学校いじめ防止対策委員会（学級担任と児童の面談後）

スクールカウンセラーとの面談（随時）

(2) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

- ・他の児童からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童の言動から気になった
- ・児童や保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・養護教諭、SC等から情報を聞いた

2 情報収集

抱え込まない

個人で判断しない

情報を得た教職員

担任・学年主任・生徒指導

教頭

校長

招集
指揮

いじめを受けた児童を徹底して守り通す

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

適宜連絡
※複数対応

保護者

職員会議

情報共有

事案の状況により、構成員を再編成

- ・校長
- ・教頭
- ・主幹
- ・生徒指導
- ・各学年主任
- ・養護教諭
- +
- ・該当クラスの担任
- ・該当学年の教員

事実関係の把握・調査

指導方針の決定、指導体制の確立

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW
指導主事派遣

教育委員会

4 方針の決定

迅速に対応する

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関

- ・こども家庭課
- ・児童相談所
- ・富士警察署
- ・医療機関
- 等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害児童が、いじめの解消を自覚し、関係児童との関係が良好となっている。（少なくとも3か月後）

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

(3) 重大事態の取り扱いについて

そのいじめ問題が重大事態につながりかねない場合は、事態がそれ以上深刻なものにならないように組織的に対応する。学級担任は、事実確認や保護者への対応、子供への指導において、最善の方法をとることができるように、学年主任に相談する。学年主任は、生徒指導主任、主幹教諭、教頭、校長に速やかに相談する。けがを伴う場合は、養護教諭にも相談する。

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。調査組織が市教委の場合は、全面協力する。調査組織が学校の場合は、市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

(4) 教育委員会や関係機関との連携

校長が、いじめの概要と対応、その後の経過について教育委員会に報告する。いじめの状況によっては、心身のケアが必要であるため、関係機関との連携を図る。

3 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止に向けた本校の取組

①自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- ・学級活動における人間関係づくりプログラムの実施

学級の児童の様子を的確につかむことにより、その児童・学級にあった指導をしていく。

- ・道徳教育等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。また、道徳の授業の充実を図る。

②児童が自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

- ・各学級での係活動、委員会活動の充実
- ・たてわり活動、クラブ活動における異学年との交流
- ・今友フェスティバルで、学級ごとにお店づくりを行うことによる自己有用感の醸成

③児童の居場所づくり

- ・同学年や異学年との遊びを充実することで、クラス内の友達との交流を図る。
- ・6月、11月、2月に児童面談を行い、アンケートでは拾いきれない子供の心の声を聴く。子供たち一人一人のがんばりを認めたり、悩みを聞いたりする。また、人間関係の調整を支援し、一人一人が安心して学校の活動に取り組むことができる環境をつくる。

④教職員集団づくり

- ・いじめ基本方針について職員会議で共有する。
- ・いじめや問題行動についての事例を打ち合わせで共有する。

(2) 保護者や地域への働き掛け

- ・PTA総会で、いじめの認知と富士市でのいじめ対策の考え方について示した資料を配布する。
- ・PTA生活指導部の「ふれあい日誌」を通して、朝の登校状況で気になることの連絡をしていただく。

4 いじめの早期発見

(1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

「いじめは、よくないことである」という認識は、いじめている側や、それを見ている立場の子にもあるものである。また、いじめている自覚がなくても、嫌な思いをさせていることもある。いじめられている側も、嫌な思いを素直に出せないこともある。いじめ問題は、そもそも「見えにくい」ということを理解した上で、子供たちを捉えていく。

(2) 早期発見のための手立て

a 日常の学校生活の観察

学級担任だけでなく、教師集団全員で行う。(SCや養護教諭から積極的に情報を得る。)

b 定期的ないじめのアンケート(年3回)と児童面談(年3回)

児童面談の内容や話し方、アンケート項目や行い方については、子供たちが本音を安心して表出できるように工夫する。いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することから、アンケートは、年3回行う。

c 保護者や地域の方々からの情報が集められるよう、日頃から信頼関係をつくる。

5 いじめの早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ・いじめられた子(あるいはいじめを訴えてきた保護者)から十分に話を聞く。その子の辛さや痛みに寄り添う。(自分から言い出せない場合もあるので、その子の立場や特性も踏まえた上で話を聞く。)
- ・いじめた子から十分に話を聞く。(事実の確認をする。理由を聞く。何が悪かったのか、これからどうしていくのかについて指導する。)相手を傷つけてしまったことについて反省を促すこと、いじめた子の言い分も聞くことに留意する。
- ・いじめを見た子から話を聞く。複数の関係者がいて、個別に聞いた方がよいと判断される場合は、個別に話を聞き、事実関係の把握に努める。
- ・場合によっては、いじめられた子といじめた子を突き合わせて指導する。いじめられた子が、今後安心して学校での活動に取り組めるように、いじめた子の謝罪と二度と傷つけることはしないという約束を教師が見届ける。
- ・(必要があれば)クラス全体に話をする。
- ・学年主任、生徒指導主任に報告し、記録する。
- ・当該児童の保護者に事実と学校での指導を連絡する。今後の対応について伝え、安心して子供を学校に送り出せるように努める。
- ・当該児童の関係を特に注意して、経過を見届ける。

(2) いじめの発見・通報をうけた時の対応

a 指導体制の確立(担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当など)

- ・学級担任が、一人の判断で動くことのないようにする。
- ・対応の仕方について共通理解を図る。

b 関係児童からの実態把握

- ・時間と場所、話し方については十分配慮する。
- ・個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の側に立って行うことに留意する。

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめが確認された場合は、組織的ないじめ対応をする。

- a 情報を集める。
- b 指導・支援体制を組む。
- c 子供への支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する。

② いじめを受けた側への支援

〈いじめを受けた子供に対しての支援〉

- a いじめを受けた子供の気持ちを受け入れ、共感的に話を聞き、心の安定を図る。
- b 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- c 事実を確認すると共に、安心して学校生活が送れるように、不安や不満を十分に聞く。
- d 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝える。

〈いじめを受けた子供の保護者への支援〉

- a 事実と指導内容を伝える。
- b 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- c 学校の方針を伝える。
- d 保護者の辛さや不安に寄り添い、十分に話を聞く。

③ いじめた側への支援

〈いじめた子供に対しての支援〉

- a 事実を確認するために話を聞く。複数の児童が関係している場合は、個別に話を聞く。
- b 決めつけた聴き取りをせず、不満や不安があればじっくりと話を聞く。それと共に「相手がどんな気持ちでいたか」「人を傷つけることは、許されない」ことを理解できるように伝える。
- c いじめに対する自戒の念、被害者への謝罪の気持ちを醸成する。
- d 保護者に連絡することを伝える。
- e いじめられた子への謝罪をする。また、二度としないことを約束する。
- f （場合によっては）ケース会議を開き、今後の支援について検討する。

〈いじめた子供の保護者に対しての支援〉

- a 事実の説明を行い、学校での指導についてご理解をいただく。
- b 防止を含めた全体指導や当事者の関係の継続的な見届けをすることを伝える。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS 等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略

(2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要である。

①学校での情報モラル指導

○学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図る。

○スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。

○児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。今泉小の児童会で決めたルールは以下のものである。

《使う環境上のルール》

- ・一人で使わない。
- ・夜遅くまでやらない。
- ・使ってもよい時間を決める。
- ・やるべきことをやってからゲームをする。
- ・歩きながらスマホやゲームをしない。
- ・人には貸さない。

《使用上のルール》

- ・有料のものは親の許可を得てから行う。
- ・情報に振り回されない。
- ・あやしいサイト、動画を見ない。
- ・あやしいなと思ったら、困ったことがあったりしたら親に相談する。
- ・位置情報は ON にしない。

《SNS 関係のルール》

- ・SNS に人の悪口を書かない。
- ・個人情報を書けない、知らない人とメールをしない。
- ・メールは、それを見る人のことを考えて送る（言葉遣い、絵文字、顔文字など）。
- ・送り先をしっかりと確認してから送信する。
- ・パスワードを名前にしない。

②保護者への協力要請

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えること。
- 子供が利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられた。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の使用者が 18 歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、分かりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- 子供の発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子供が納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をすれば解消するものであるとは考えられない。「いじめが解消している」状態になるためには、①いじめに関わる行為が止んでいること、②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つを満たさなければならないと考える。

①については、いじめ問題の一定の解消から3か月は様子を見て、判断する。②については、被害を受けた児童や保護者と連絡をとり、心身の苦痛を受けていないかどうか確認をする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その児童の安全・安心を確保する。